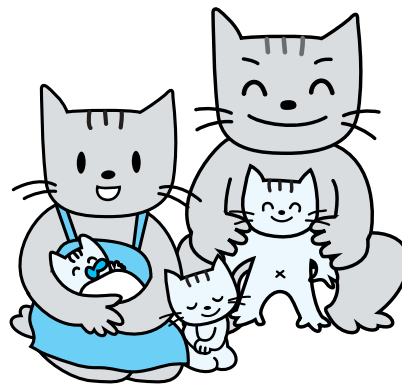


平成17年度から

国民健康保険税の税率などが変わります

国民健康保険事業の健全な運営を行うために、平成十六年十一月議会において、富士市国民健康保険税条例の一部改正を行い、下記のように税率などを改正することになりました。



富士市では、国民健康保険税を平成八年度に改正して以来、税率などを据え置いてきました。

しかし、現在の国民健康保険の財政面は、医療費の増大、長引く景気の低迷による収収の減少などにより、非常に厳しい状況にあります。国民健康保険は、特別会計として加入者の納めるお金により運営していますが、歳入と歳出の均衡が保てないため、一般会計から不足分を補っています。

今回の改正では、加入者の皆さんの負担を軽減するために、三年間にわたって段階的に税率を改正します（賦課限度額を除く）。

税率など

▼ 国民健康保険分 ...国民健康保険加入者全員が対象

	現 行	平成17年度	平成18年度	平成19年度
所 得 割	5.20 / 100	5.33 / 100	5.46 / 100	5.60 / 100
資 産 割	43.0 / 100	40.0 / 100	37.0 / 100	34.0 / 100
均 等 割	1万5,000円	1万6,920円	1万8,960円	2万1,000円
平 等 割				

▼ 介護納付金分 ...40～64歳の国民健康保険加入者が対象

	現 行	平成17年度	平成18年度	平成19年度
所 得 割	0.80 / 100	0.83 / 100	0.86 / 100	0.90 / 100
資 産 割	8.00 / 100	7.30 / 100	6.60 / 100	6.00 / 100
均 等 割	4,800円	5,400円	6,000円	6,600円
平 等 割	4,800円			

- 所得割...加入者の前年の所得に応じて計算
- 資産割...加入者の資産に応じて計算
- 均等割...加入者数に応じて計算
- 平等割...加入世帯一世帯の金額

賦課限度額

	現 行	平成17年度
国民健康保険分	50万円	53万円
介護納付金分	7万円	8万円

平成17年度分納税通知書を7月中旬に発送します。改正の詳しい内容については、加入者に配布するパンフレットなどでお知らせします。

問い合わせ 国民健康保険課

☎55-2752 ☎51-2521

✉si-kokuho@city.fuji.shizuoka.jp

HP <http://fujishi.jp/cityhall/simin-b/kokuho/>